

くらしの水を 安全に



- 井戸水、湧水、沢水などは、水源の周囲の環境の影響を受けて水質が変化することがあります。
- 施設の管理が良くないと、水が汚染されることがあります。
- 井戸水や湧水、沢水などを生活用水として使用する場合、その衛生を確保するためには、使用者による適切な管理が必要です。

あなたが飲んでいるのは どんな水？

- 山奥の天然の「きれいな水」？
- 消毒していない「体にいい水」？
- 昔から飲んでいる「安心な水」？



それは安全な水ですか？

ゆうすい さわみず
井戸水、湧水、沢水などは、まわりの環境の影響を受けやすく、水質が一定であるとは限りません。

水源のまわりを見てみましょう

●水源の近くに、くみ取り便所、畜舎などはありませんか？

くみ取り便所の便槽にひび割れが発生していたり、家畜のふんの管理が悪いと、人のし尿や家畜のふんの中の大腸菌などが地下に浸透して水が汚染されることがあります。



●柵などを設けていますか？

取水場所に野生動物や人が自由に近づくことができる環境では、動物のふんや不法投棄された^{はいきぶつ}廃棄物などにより、水が汚染されることがあります。



●泥をかぶっていませんか？

本来、地表に出ていなければならない、井戸や湧水^{ゆうすい}ますの蓋^{ふた}が、土砂^{ひせいぶつ}でおおわれていると、土の中の微生物などの汚染物質が水の中に入りやすくなります。



井戸の周囲をきれいに^{ゆう}して、井戸や湧水^{すい}ますの立ち上げの高さを十分確保する必要があります。

●水源の近くに果樹園や畑地がありませんか？

農作物の栽培のために窒素肥料^{ちっそ}を多量に使用したり、発酵^{はっこう}が不完全な堆肥^{たいひ}を使用することにより、水が汚染されることがあります。



●水源の近くに人体に有害な化学物質を使用する工場やその跡地がありませんか？

事故などにより化学物質が工場外に流出したり、雨水と共に地下浸透したりすることにより、水が汚染されることがあります。



日常の衛生管理が大切です

いつも安全な水を使用するために、次のことに注意して衛生管理をしましょう。

- 1 色、濁り、臭い、味を毎日確認する。
- 2 水源とその周囲は常に清潔にしておき、井戸の蓋に鍵をかけたり、柵などを設置したりして、外部から人、動物、土砂、ごみなどが入るのを防ぐ。
- 3 井筒、ポンプ、管類、水槽などの構造物に破損がないか定期的に点検し、清掃する。

井戸水、湧水、沢水などの管理は、その使用者が自ら責任を持って行わなければなりません。

もし、水の色や味やにおいに異常を感じたり、構造物に破損箇所が見つかったりした場合は、水が汚染されている可能性もありますので、飲用を停止し最寄りの保健所に相談してください。

消毒の効果

水道水は、塩素消毒により、目には見えない細菌などによる水の汚染を防止し安全を確保しています。井戸水や湧水や沢水においても、「消毒装置」を設置して水道水と同じように塩素消毒を行うことで、より安全な水として使用できます。

水質検査項目の例

項目(水質基準*)	内 容
一般細菌 (100個/mL以下)	大部分は直接病原菌との関連はありませんが、多数検出される場合は、病原菌に汚染されている可能性があります。また、消毒が有効に機能しているかの判断基準にもなります。
大腸菌 (検出されないこと)	検出された場合、動物のふんなどに含まれる病原菌に汚染されている可能性があります。
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素 (10mg/L以下)	自然界に広く存在しており、窒素肥料、生活排水などにも含まれている物質です。高濃度に含まれると、特に乳児の健康に影響を与えます。
塩化物イオン (200mg/L以下)	高濃度に含まれると、地質、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などが混入し、汚染されている可能性があります。
有機物(TOC) (5mg/L以下)	高濃度に含まれると、土壌中の微生物、し尿、下水、工場排水などの混入により汚染されている可能性があります。
pH値 (5.8以上8.6以下)	酸・アルカリの程度を数値で表したものです。pH7は中性を表し、pH7より値が大きくなるほどアルカリ性が強くなり、値が小さくなるほど酸性が強くなります。
味 (異常でないこと)	異常を感じた場合、地質由来の物質、工場排水、化学薬品などの混入、藻類の繁殖などにより汚染されている可能性があります。
臭気 (異常でないこと)	異常を感じた場合、藻類の繁殖、し尿、下水、工場排水、化学物質などにより汚染されている可能性があります。
色度(5度以下)	無色透明でない場合、外部から何らかの影響を受けて汚染されている可能性があります。
濁度(2度以下)	

※()内は水道水の水質基準です。

井戸水等の飲用に関する水質基準は定められていません。

水質検査を受けましょう

使用している水が安全であるか、飲用に適しているかを確認する方法として、水質検査があります。1年以内ごとに1回程度、水質検査を実施して、飲用水として安全であることを確認することも必要です。

水の衛生状態を確認する目安の一例として、右の表のような検査項目があります。

そのほか、水源周辺の状況に応じて、検査回数を増やしたり、検査項目を追加したりすることも必要です。詳しくは最寄りの保健所にお問い合わせください。

水道水は51項目の水質検査を行い、安全性を確認しています。井戸水、湧水、沢水なども、水道水と同じように水質検査を受けて安全性を確認することをおすすめします。

※検査手数料は検査機関や検査項目により異なり、検査依頼者の自己負担となります。



検査の結果、 汚染が判明したら？

直ちに飲用を停止して、最寄りの保健所に相談してください。



県内の相談窓口

保健所名	所在地
	電話番号
県北保健所 衛生推進課	福島市御山町8番30号
	024-534-4304
県中保健所 衛生推進課	須賀川市旭町153番地1
	0248-75-7820
県南保健所 衛生推進課	白河市郭内127番地
	0248-22-5486
会津保健所 衛生推進課	会津若松市追手町7番40号
	0242-29-5521
南会津保健所 衛生推進課	南会津町田島字天道沢甲2542番地の2
	0241-63-0308
相双保健所 衛生推進課	南相馬市原町区錦町一丁目30番地
	0244-26-1363
郡山市保健所 生活衛生課	郡山市朝日二丁目15番1号
	024-924-2157
いわき市保健所 生活衛生課	いわき市内郷高坂町四方木田191
	0246-27-8591



うつくしま、ふくしま。

福島県保健福祉部食品生活衛生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(県庁西庁舎)

電話 024-521-7244